

## 屋外広告物条例処分基準の制定について

都市・まちづくり課

### 1 制定の理由及び内容

屋外広告物行政の実効性を高めるため屋外広告物条例（平成5年条例第23号）「以下「条例」という。」では、罰則規定が定められている。

ただし、条例に適合しない事象が発覚し罰則規定に基づく処分を行う際に、その処分基準が定められておらず、適切な指導を行ううえで障壁となる恐れがある。条例の実効性をより高いものとするため本年度処分基準の制定に着手する。

### 2 処分基準の検討の方向性

屋外広告物業の登録業者、無登録業者、不正登録業者、広告主を対象に下記のとおり処分基準の検討を行う。

#### (1) 違反行為の特定と処分基準の明確化

条例で規定されている罰則規定に基づき違反行為を整理し、その違反行為の度合いを、数値等を用いて客観的に算定・確定が出来るような基準の検討を行う。

違反行為の例)

- ・屋外広告業の登録又は更新を受けずに屋外広告業を営んだ場合。
- ・屋外広告物許可地域内であるにも関わらず、許可を得ずに広告物等を表示、設置又は改造する行為を行った場合。

処分基準の例)

- ・違反行為ごとに違反点数を定め、該当する違反点数を付与。  
指導に応じない場合、当該違反行為に該当する違反点数を加算。

#### (2) 処分方法の検討

違反者に対して実施する指導内容について、手続き方法や様式等を規定し手続きの明確化を図る。

手続きの例)

- ・当初指導⇒再指導⇒監督処分、過料処分の実行 といった手続きの流れを明確化